

平成19年第4回土別市議会定例会会議録（第6号）

平成19年12月14日（金曜日）

午前10時00分開議

午前11時04分閉会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

- 日程第 1 議案第 81号 土別都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例の制定について  
議案第 82号 土別市朝日町公共下水道事業受益者分担金徴収条例の制定について
- 日程第 2 議案第 83号 土別市朝日農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例について  
議案第 84号 土別市プール条例の一部を改正する条例について  
議案第 85号 土別市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 86号 土別市火葬場条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 87号 土別市下水道条例の一部を改正する条例について  
議案第 88号 土別市水道事業給水条例の一部を改正する条例について  
議案第 89号 土別市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第101号 土別市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第102号 土別市総合計画基本構想について
- 日程第 7 認定第 3号 平成18年度土別市一般会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）  
認定第 4号 平成18年度土別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）  
認定第 5号 平成18年度土別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）  
認定第 6号 平成18年度土別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）  
認定第 7号 平成18年度土別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）  
認定第 8号 平成18年度土別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）  
認定第 9号 平成18年度土別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定に

- について（決算審査特別委員長結果報告）
- 認定第10号 平成18年度土別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）
- 認定第11号 平成18年度土別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）
- 認定第12号 平成18年度土別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）
- 認定第13号 平成18年度土別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算審査特別委員長結果報告）
- 日程第 8 意見書案第26号 灯油等石油製品の価格を引き下げのための緊急対策を求める意見書について
- 意見書案第27号 地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する意見書について
- 意見書案第28号 地方財政の強化・拡充及び財政健全化法の施行に当たっては地方自治原則の堅持を求める意見書について
- 意見書案第29号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書について
- 意見書案第30号 米価暴落の緊急対策と品目横断対策の見直しを求める意見書について
- 意見書案第31号 食品偽装事件の根絶を求める意見書について
- 意見書案第32号 最低保障年金制度の実現に関する意見書について
- 意見書案第33号 産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱いの継続を求める意見書について
- 意見書案第34号 2008年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元等教育予算の拡充を求める意見書について
- 意見書案第35号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書について
- 意見書案第36号 アイヌ民族に関する総合的施策確立のための審議機関設置に関する意見書について
- 意見書案第37号 BSE全頭検査の実施に関する意見書について
- 日程第 9 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 閉会宣告

出席議員（21名）

副議長	1番	山居忠彰君	3番	伊藤隆雄君
	4番	井上久嗣君	5番	丹正臣君

6番	粥川 章 君	7番	小池 浩美 君
8番	柿崎 由美子 君	9番	平野 洋一 君
10番	足利 光治 君	11番	遠山 昭二 君
12番	岡崎 治夫 君	13番	谷口 隆徳 君
14番	山田 道行 君	15番	田宮 正秋 君
16番	斉藤 昇 君	17番	池田 亨 君
18番	牧野 勇司 君	19番	菅原 清一郎 君
20番	中村 稔 君	21番	神田 壽昭 君
議長 22番	岡田 久俊 君		

出席説明員

市長	田効子 進 君	副市長	相山 愼二 君
副市長	瀧上 敬司 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	吉田 博行 君
市民部長	安川 登志男 君	保健福祉部長	宮沢 勝己 君
経済部長	佐々木 幸二 君	建設水道部長	遠藤 恵男 君
朝日総合支所長	城守 正廣 君	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課 長	石川 誠 君
財政課長	三好 信之 君		
市立病院 事務局長	藤森 和明 君		
教育委員会 会長	佐々木 正雄 君	教育委員会 会長	朝日 保 君
教育委員 部長 会長	佐々木 文和 君		
農業委員 会長	松川 英一 君	農業委員 事務局 会長	伊藤 暁 君
監査委員	三原 紘隆 君	監査委員 事務局 員長	横山 日出夫 君

事務局出席者

議 会 事 務 局 長  
議 會 事 務 局 幹 事  
議 會 事 務 局 幹 事  
議 會 事 務 局 幹 事

辻 本 幸 慈 君  
近 藤 康 弘 君  
中 井 聖 子 君

議 會 事 務 局 長  
議 會 事 務 局 幹 事  
議 會 事 務 局 幹 事  
議 會 事 務 局 幹 事

藤 田 功 君  
浅 利 知 充 君

(午前10時00分開議)

議長(岡田久俊君) ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第101号 土別市立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第102号 土別市総合計画基本構想について

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

2. 議会運営委員会から送付された議案は次のとおりである。

意見書案第26号 灯油等石油製品の価格を引き下げのための緊急対策を求める意見書について

意見書案第27号 地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する意見書について

意見書案第28号 地方財政の強化・拡充及び財政健全化法の施行に当たっては地方自治原則の堅持を求める意見書について

意見書案第29号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書について

意見書案第30号 米価暴落の緊急対策と品目横断対策の見直しを求める意見書について

意見書案第31号 食品偽装事件の根絶を求める意見書について

意見書案第32号 最低保障年金制度の実現に関する意見書について

意見書案第33号 産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱いの継続を求める意見書について

意見書案第34号 2008年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元等教育予算の拡充を求める意見書について

意見書案第35号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書について

意見書案第36号 アイヌ民族に関する総合的施策確立のための審議機関設置に関する意見書について

意見書案第37号 BSE全頭検査の実施に関する意見書について

3. 決算審査特別委員会から送付された審査経過及び結果の報告は次のとおりである。

認定第3号 平成18年度土別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成18年度土別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成18年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第6号 平成18年度士別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第7号 平成18年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第8号 平成18年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第9号 平成18年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第10号 平成18年度士別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第11号 平成18年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第12号 平成18年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
認定第13号 平成18年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

以上報告する

平成19年12月14日

士別市議会議長 岡田久俊

議長（岡田久俊君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第81号 士別都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例の制定について及び  
議案第82号 士別市朝日町公共下水道事業受益者分担金徴収条例の制定について、以上2案件  
を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議案となりました議案第81号 士別都市計画下水道事  
業受益者負担金徴収条例の制定について及び議案第82号 士別市朝日町公共下水道事業受益者  
分担金徴収条例の制定について、一括してその概要を御説明申し上げます。

合併に伴い、現在暫定施行の扱いとなっております士別都市計画下水道事業受益者負担金に  
関する条例及び朝日町公共下水道事業受益者分担金徴収条例につきましては、合併前の両市町  
においてそれぞれ条例を定め、公共下水道に要する費用を徴収してきたところであります。

しかしながら、合併協定におきまして、合併後3年をめどに統一した条例を制定することと  
しておりましたが、旧士別市は都市計画法に基づく負担金を徴収することとなり、旧朝  
日町にあつては地方自治法に基づく分担金の徴収と法的根拠も違うことから、統一した条例と  
することは困難と判断し、これら暫定施行条例を廃止して、それぞれ新たな条例を制定いたそ  
うとするものであります。

そこで、このたび制定いたします士別都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例につきまし  
ては、暫定施行条例を踏まえて文言を整理するとともに、士別市朝日町公共下水道事業受益者  
分担金徴収条例につきましては、分担金の賦課方法を受益面積に応じた分担金算定方式に改め、  
条例制定をいたそうとするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号及び議案第82号は原案のとおり可決されました。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第2、議案第83号 土別市朝日農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例について、議案第84号 土別市プール条例の一部を改正する条例について及び議案第85号 土別市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例について、以上3案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) ただいま議題となりました議案第83号 土別市朝日農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例について、議案第84号 土別市プール条例の一部を改正する条例について及び議案第85号 土別市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例について、一括してその概要を御説明申し上げます。

これらの条例改正につきましては、合併前の両市町において使用料の取り扱いに違いがありましたことから、合併協定で定めた使用料・手数料の取り扱い方針に基づき、同一または類似する施設の使用料につきましては、負担の公平性の原則に立って、適正な負担のあり方について検討し、合併後に再編するとされていたことから、所要の改正をいたそうとするものであります。

初めに、土別市朝日農業者トレーニングセンター条例の一部改正につきましては、これまで無料としていた朝日農業者トレーニングセンターの使用料について、土別市総合体育館の使用料との整合性を図るとともに、土別市プール条例の一部改正につきましては、これまで無料としていた朝日プールの使用料について南郷プールの使用料との整合性を図り、それぞれ平成20年4月から使用料を徴収するため、所要の改正をいたそうとするものであります。

次に、土別市個別排水処理施設条例の一部改正につきましては、その管理方法につきまして、環境衛生の向上を図る見地から市町村管理型が望ましいとの判断がなされ、土別市の例によって、合併後の財政状況を考慮する中、3年以内に再編するとした措置規定により、合併前の朝日町の区域について適用されていた使用料について、平成20年5月分から土別地区の使用料に統一するため、所要の改正をいたそうとするものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(岡田久俊君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。菅原清一郎議員。

19番（菅原清一郎君） 今、提案されました議案83並びに84について、いずれも合併協議の中で確定していることでありますので、そのことに対する反対の意見ではないんですが、料金の設定については合併協議の中でお話をされていないということで、この機会にちょっとさせていただきたいと思います。今回の議案、その他にもいろいろあるわけですが、合併協定に基づき再編統合する案件についてはですね、21項目ありまして、そのうちのほとんどが朝日町地域にかかわる問題があるということで、この機会に83と84、2点ですね、質問させていただきたいと思います。

1つ目はですね、農業者トレーニングセンターの条例改正に基づく料金の設定とその徴収方法についてでございます。

料金の設定についてはですね、その内容は市内の小・中学生の個人は無料だと。高校生は午前中が30円で午後が50円、夜は30円と。そしてまた、成人、一般者についてはですね、午前中が50円、午後が70円、夜は50円と。そして、団体は中学生までは1時間当たり500円、そしてまた6カ月定期は高校生の場合500円、一般が1,000円となって今回提案されているわけであり

ます。私はこの問題についてはですね、本市の土別の体育館の場合はですね、指定管理者制度に基づいて体育協会に委託をしておりますから、その徴収等々についてはですね、従来からされていきますから問題はないと思うんですが、朝日の農業者トレーニングセンターについては、これまでは無料だということで、そういう徴収の認識がないということで、果たして管理する側の方で料金を設定する場合に、非常にきめ細かくその料金設定がされているがためにですね、なれるまで相当時間がかかるだろうということと、いろいろな現金を扱うということで、問題がいろいろ発生しないかということで非常に心配をしているところであります。

そしてまた、トレーニングセンターの場合は、管理人がですね、1人でやっているということもありまして、果たして現金を扱う場合、そしてまた料金設定がきめ細かく3段階の方法になっているということで、どうなのかということですね、この機会にその点をお聞きしておきたいということと、それから本市は合宿のまちということで、土別地区、あるいは朝日地区においてもですね、従来からスポーツのアスリートに広く慕われてこの施設を利用されているということもありまして、朝日地区においては特にジャンプをベースとした合宿者が今も大変多く訪れていただいているということもありまして、体育館を使うことが非常に多いと。そういう場合はですね、無料だというふうに聞いておるんですが、その辺をですね、地域の皆さんにどういうふうに認識していただいて、料金をですね、徴収するのかということが、しばらくの間、時間がかかるのかなというふうに思っておるわけであり

ます。また、朝日地区においてはですね、小学生が61名、中学生が30人ということで、91人の子供たちがいるわけでありまして、そのほかにその施設を利用する等については、いろんな団体が使われると思うんですが、初めてのことなので、非常にその料金の徴収も含めてですね、心配が多いわけでありまして、その辺のですね、考え方をこの機会にお聞きしておきたいと思

ます。

それから、次の議案84号のですね、プールの条例の一部改正についてであります、皆さんも御承知のとおりですね、本市の中には学校プール、要するに学校教育に使われる学校で管理運営されているプールが多寄小学校、中多寄小学校、上土別小学校、そして中土別にもあるわけでありまして、そのほかは市内に南郷プールが今市長の説明のとおりあるわけでありまして、そして朝日地区には朝日にあるプールをこのたび南郷プールと整合性を図るために有料化するんだよということであります。しかし、これもですね、料金の設定がやはり先ほどのトレセンと同じような形になっておりまして、こちらは小学生の場合は30円、高校生の場合は50円、一般が100円ということであるのであります。

これについてもですね、土別の市内の南郷プールは市の中心部の子供たち、あるいは一般にも広く開放されて利用されているわけでありまして、朝日地区には学校プールはないわけでありまして、多寄、中土別、上土別、中多寄ですか、中土別、上土別においてはですね、学校プールがあるということで放課後も子供たちには開放されているわけでありまして、その辺でですね、地元の小・中学生の利用についてはですね、料金徴収はしなくてもいいんじゃないのかなというふうに私は思うわけでありまして、南郷プールで徴収しているということで、その整合性を図るためということではあるんですけども、段階的に何か方法がないのかどうか含めてですね、質問をさせていただきます。

議長（岡田久俊君） 林教育部次長。

教育委員会教育部次長（林 広志君） ただいまトレーニングセンターの使用料の徴収方法とそれからプールの関係の御質問がございましたので、お答えをしたいと思います。

利用料金につきましては、本トレーニングセンターの場合にはですね、総合体育館のアリーナの面積が85%ということで、トレーニングセンターの面積が少ないということもございまして、総合体育館の全日12時間使用した場合の使用料の85%ということで、それをですね、12時間で割って1時間当たりの使用料を設定したところでございます。

占用につきましては、アマチュアが使用し入場料を徴収しない場合については、児童・生徒が500円、一般が550円、それから入場料を徴収する場合につきましては、児童・生徒1,100円、学生・一般につきましては1,400円、その他の利用で入場料を徴収しない場合につきましては、営利以外では2,000円、営利目的では6,300円、そして入場料を徴収する場合は営利以外で4,200円、営利目的では1万2,000円、そして卓球室におきましては200円、トレーニング室につきましては200円ということで設定をしております。

個人の利用につきましては、時間帯によって区分され、議員がおっしゃられましたように、9時から12時までにつきましては、小・中学生が20円、高校生が30円、一般が50円、それから12時から18時、小・中学生が30円、高校生が50円、一般が70円、18時から21時までの3時間につきましては、小・中学生が20円、高校が30円、一般が50円としてございます。

個人利用の定期につきましては、総合体育館は毎日開館しているのに対しまして、トレーニ

ングセンターにおきましては毎週月曜日を閉館しているというふうなことの違いですね、6カ月定期につきましては高校で500円、一般で1,000円というふうなことで設定をしているところでございます。

次に、市内の中学生の利用者につきましては、使用料を10割減免することにしております。そのうち、合宿者の利用につきましては、総合体育館と同様に教育委員会が主管するスポーツ合宿推進事業としての取り扱いを行いまして、10割減免することにしたところでございます。今までの実績を見ますと、利用者はミニバレーですとかソフトテニス、それから冬期間のパークゴルフなど大体固定化をしており、占用料の場合についても、事前に申し込まれた団体の場合には地域教育課でも取り扱いたいというふうに思っております。

また、お金の取り扱いではですね、定期券を利用する方もおられますので、一遍にたくさんの方が窓口で使用料を支払われるような混乱はないと思いますけれども、混乱が予想されるときには我々職員で対応していきたいというふうに考えております。個人の利用につきましては、氏名だとか住所等を記入いただいて、利用券を連番で発行して、発行番号と売り上げをチェックし、そしてお金の引き継ぎの確認を行ってまいりたいと思いますし、間違いの起こらないように対応してまいりたいと思っております。

更に今回、管理人のことでございますけれども、現在は管理人が武道館を兼ねて清掃業務を行っているということから、事務室を離れる場合がございます。これに対応するためにですね、新年度からはですね、清掃業務につきましては新たに非常勤の職員を置いて、緊急時や安全管理の備えについて、支障を来さないように対応してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、プールの関係でございますけれども、市内にはですね、議員おっしゃられましたように、上士別、中士別、多寄、それから中多寄というふうなことで、市内4校に官営プールを設置してございます。この官営プールにつきましては、あくまでも学校教育の施設がございまして、学校長の責任において運営管理をしてございます。開設については、開設期間、開設日、それから時間についてもですね、学校長の判断で決めております。利用もそれぞれ、それぞれの学校の子供たちに限られているということがございます。これに対して、市民プールの場合につきましては、社会教育施設として運営しておりまして、学校と異なり、開設期間や時間も長く、幼児からお年寄りまで幅広い不特定多数の人が利用する施設でありますし、管理人運営も運営の違いもあるというふうなことから、一般については料金をいただくということになっております。

以上でお答えを終了します。

議長（岡田久俊君） 佐々木教育部長。

教育委員会教育部長（佐々木文和君） 今、菅原議員さんの方から、小・中学生については何とか経過措置、あるいは無料にならないかというお話があったわけでございますけれども、類似する施設については合併後3年以内に再編をするということもございまして、この朝日プール

の利用料の負担をいただけるよう、今回、条例改正をお願いいたしているところでございます。

南郷プールにつきましては、先ほどもお話がありましたように、小・中学生にあっては学校が利用する場合を除いて利用料の負担をお願いしているところでございまして、安全の確保のための管理人の複数の配置ですとか光熱水費のランニングコストもあることから、朝日のプールも同様でございまして、そういう点から申し上げまして、小・中学生が利用するに当たっては、南郷プールとの整合性もございまして、負担の公平性の確保の観点からも無料にすることは難しいのではないかと、こう判断をいたしているところでございます。

以上です。

議長（岡田久俊君） 菅原議員。

19番（菅原清一郎君） 非常にわかりづらい答弁で、何が、ちょっとわかりづらいんですけどもですね、実際にトレセンの場合もですね、占用して使う場合、10段階に料金が設定されているんですよ。そしてまたですね、個人の利用の場合、小・中学生、子供たちが使う場合ですね、11段階にもなっているわけですよ、料金設定がですね。

そういうことが、今おっしゃっていましたが、朝日には91人の例えば子供たちがいて、その人たちが体育館を午後使った場合に30円取ったとしますわ、三九、二十七ですわ。そのくらいの料金を徴収するために、今、林次長の答弁では、掃除を含めた管理人をもう1名置くだと。それでいいのかなと私は思うわけですね。

朝日の場合はたまたま指定管理者制度がまだ設定されていないので、あくまでもお役所の方で管理していかなければいけないんですけども、そういう問題が果たしてどうなのかなと。私が言っているのは、きめ細かく料金設定が士別市に倣っているけれども、朝日地区は初めてなので、そこで非常に混乱が起きやすいのかということか1点とですね、それから人を新たに雇ってまで、またやるのかということなんですよ。それはある意味では雇用の拡大には確かになるわけですけども、果たして公共の料金がそういうことですね、果たしていいのかなと。合併をしましたから、それは公平にすることは建前論であります。そしてまた2年以上も経過しているわけですから、この士別市朝日地区についてはですね、もう本当に「朱に交われば赤くなる」で真っ赤かかになっていますから、そのことはいいんですよ。けども、そういう問題がですね、果たして整理されて、今回提案されているのかということですね。

無理が生じないように、そしてまた混乱が起きないようにですね、十分にその辺をですね、地域住民、あるいはまた管理運営する側もですね、熟知してほしいし、トラブルの起きないようにしてほしいと、そう思いますが、そのことだけ答弁してください。

議長（岡田久俊君） 林次長。

教育委員会教育部次長（林 広志君） お答えをいたします。

ただいま菅原議員おっしゃられましたように、小・中学生については料金の設定をされているわけですけども、市内の小・中学生については10割の減免というふうなことにしておりますので、トレーニングセンターにつきましてはそういうことにしておりますので、その点は緩

和されるのではないかというふうに考えております。

そして、非常勤の職員の関係なんですが、内部的にはですね、そのほか券売機の設置ですが、非常勤の職員を置くというふうなことで検討してまいりまして、おっしゃられましたように、いろいろ雇用の面のことなども考えながらですね、設定をしたところでございます。これにつきましては、おっしゃられるように混乱のないように、いろいろ今後十分に対応してまいりたいと思います。

以上、終わります。

議長（岡田久俊君） 富田スポーツ課長。

スポーツ課長（富田 強君） 体育館の関係でありますけれども、ちょっと御説明を申し上げたいと思います。

体育館につきましては、現在、すべて体育協会に全面的な委託ということで運営を行っているところであります。それで、料金体系が大変複雑でないかというお話がございましたが、昭和49年に総合体育館が開設されまして、一部6カ月定期の使用料、あるいは体育館の占用料について改正は行いましたけれども、大半はその開設時のままの料金体系で推移をしております。

当時、その条例を作成するときには、他市の体育館の使用料なども勘案しながら策定したというふうに考えられますけれども、一応大変、議員さんおっしゃるとおり、体育館の占用料はアマチュアスポーツ、あるいは営利を目的とするもの、しないもの、そして個人の使用料についてもそれぞれ午前・午後・夜間という大変複雑な料金体系になっておりますので、これにつきましてはもう少しシンプルにできないのかというふうなことで、次回の料金改定時にはその辺も含めて検討してまいりたいなと、そういうふうに考えております。

以上です。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第83号、議案第84号及び議案第85号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第3、議案第86号 土別市火葬場条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第86号 土別市火葬場条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

火葬場につきましては、土別市と朝日町との共同施設として平成15年1月に天塩川清流苑を

建設したところでありますが、朝日町にあっては、この建設合意要件として、供用開始から5年間は朝日火葬場も併用することといたしておりました。

しかしながら、最近では朝日火葬場の老朽化が著しく、利用頻度も低下しておりますことから、平成19年度をもって廃止をすることとし、合併協議において、朝日町民が天塩川清流苑を使用する場合は平成20年3月まではその使用料を従前のおりとするこゝで協議が整っておりますことから、このたび平成20年3月31日をもって朝日火葬場を廃止するとともに、朝日町の区域に適用されていた天塩川清流苑の使用料について土別市の区域に統一するため、所要の改正をいたそうとするものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よつて、議案第86号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第4、議案第87号 土別市下水道条例の一部を改正する条例について、議案第88号 土別市水道事業給水条例の一部を改正する条例について及び議案第89号 土別市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、以上3案件を一括議題に供します。提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第87号 土別市下水道条例の一部を改正する条例について、議案第88号 土別市水道事業給水条例の一部を改正する条例について及び議案第89号 土別市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、一括してその概要を御説明申し上げます。

これらの条例改正につきましては、昨今の公衆浴場は多種多様な形態を持っておりますことから、公衆浴場の用途区分を普通浴場とその他の浴場に分け、明確にするとともに、用途に見合った料金とするため、所要の改正をいたそうとするものであります。

また、簡易水道事業給水条例の一部改正につきましては、これら改正に加えて、料金について朝日町の区域では平成16年4月に料金改定を実施いたしておりますことから、合併時における住民負担の緩和を図るため、当面はそれぞれの料金を適用することとして、合併後3年以内に再編することとされていたところでありまして、今回、朝日町の区域について適用されていた料金を土別地区に統一するため、所要の改正をいたそうとするものであります。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第87号、議案第88号及び議案第89号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第5、議案第101号 士別市立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第101号 士別市立学校設置条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

糸魚小学校の改築工事につきましては、平成18年度から2カ年事業で進めてまいりましたが、11月末をもって工事が完了し、3学期から新校舎を使用することとなりましたので、士別市糸魚小学校の位置について、新たな住所に改めようとするものであります。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第6、議案第102号 士別市総合計画基本構想についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第102号 士別市総合計画基本構想について、その概要を御説明申し上げます。

初めに、これまでの策定経過について御報告申し上げますが、今回の総合計画策定に当たりましては、合併時における新市建設計画を補強し、更に総合的、体系的な計画となるよう、市政発展に向けた基本方向とその方策を明らかにするため、大きな変革の時代、地方分権、市民

と地域、融和と一体感、個性と交流、そして整合と実現性という主に6つの視点に基づく計画策定方針を定めて、この方針を基本に、市民の皆さんの参加をいただきながら、計画づくりを進めてまいりました。

まず、庁内組織としては、本庁副市長を本部長とする策定本部を設置し、この中に統括会議を初め代表幹事会、幹事会、更にはワーキングチームを設け、それぞれの役割分担のもとに、旧計画の検証や現状と課題の分析、そして具体的な計画の素案づくりなどの策定作業を進めてきたところであります。

一方、市民の皆さんのニーズや意向を尊重し、市民主体の計画づくりを進めるため、昨年6月に土別市振興審議会に諮問をし、調査研究、そして審議を進めてまいりました。去る11月30日にその答申をお受けいたしました。この間、3つの専門部会の設置のもとに、庁内の策定本部職員との意見交換も含め、それぞれ7回の部会が開かれるとともに、9回の全体会議が開催されたところであります。

また、市民の皆さんの自由闊達な意見の交換のもとに、新たなまちづくりの方策について議論する場として、市民有志によるまちづくりワークショップを設置したところであり、8回に及ぶ会議のほか、地域の資源を再確認するツアーなどにも取り組んでいただきました。本市における重点的取り組み課題や今後のまちづくりの進め方などについてのワークショップからの意見、提言は、基本構想に掲げた基本理念や重点プロジェクトなどにも反映したところであります。

このほか、40歳以下の青年層、あるいは女性による意見交換の場として、夢・未来まちづくりミーティングを開催し、加えて市民アンケート調査の実施や市長と語る会、あるいは広報やホームページの活用による情報提供、意見聴取、中学生や高校生を対象としたアンケート調査、ふるさと会の方々へのアンケート調査等を実施してきたところであります。

次に、基本構想について、その概要を御説明申し上げます。

まず、本計画の名称は土別市総合計画とすることとし、基本構想を柱に基本計画及び実施計画をもって構成いたします。また、計画期間は明年度を初年度とする10年間といたしました。

今回の総合計画は、市民の相互信頼に基づく融和と一体感の醸成を第一として、合併時に策定された新市建設計画のもとに、目まぐるしい変化を続ける社会情勢や地方を取り巻く厳しい時代背景にあって、解決が急がれる課題やニーズの多様化に対応して、すべての市民が元気で生き生きと、そして安全・安心な暮らしを送ることができるまちを築いていこうとするものであります。特に、限られた財源の中で市民福祉の向上に努めていくためには、行財政の改革と確立を進める一方、市民参加、市民と行政の協働が不可欠であり、市民主体による地域づくりを更に進めていくことが必要であります。

こうしたことから、まちづくりの基本理念として、地域の主体である市民の持つ人の力や連携によって生まれる和の力、地域資源が生み出す地の力を大切に、更には交流がもたらすきずなの力を生かしていくことを重視し、地域力を高め、地域力で進めるまちづくりをその理念に

位置づけたところであります。

また、目指す都市像につきましては、新市建設計画と同じ「天塩の流れとともに人と大地が躍動するすこやかなまち」とし、サブテーマは「生き生きのびのび地域の力でまちづくり」といたしました。

次に、まちづくりの基本目標についてであります。それぞれ体系的な分類のもとに5つの基本目標を設定し、各分野における施策の展開に努めるものとしたしました。

1つには、市民主体、市民協働の取り組みやコミュニティ、行財政などの確立を図る「市民の力で自立したまちを築く仕組みづくり」であり、特に市民や団体、行政などのあらゆる主体の相互理解と連携のもとに、英知と行動力の発揮を目指すものであります。

2つには、保健・医療・福祉の連携強化と体制の確立を図る「ぬくもりで支え合うすこやかな地域づくり」であり、優しさやぬくもりにあふれ、心身ともに健やかで元気に暮らすことのできる地域社会づくりを目指すものであります。

3つには、農林業や商工業などの振興と観光や交流などのステージづくりを進める「個性と活みなぎる産業と交流の場づくり」であり、各産業間の連携のもとに、士別市ならではの産業と人が集う元気なまちを目指すものであります。

4つには、防犯・防災体制の確立や循環型社会の構築、更には快適な生活居住環境づくりなどを進める「安らぎと潤いあふれる生活環境づくり」であり、機能的で快適な人と自然に優しい環境づくりを目指すものであります。

5つには、学校・家庭・地域の連携のもとでの教育の充実や市民の生涯学習活動を更に推進するものである「心の豊かさと生きる力をはぐくむ人づくり」であり、個性と協調性に富み、生きる力をはぐくむ学校教育を初め、みずからの意思による学びを地域で生かしていく生涯学習のまちづくりを目指すものであります。

これら5つの基本目標のもとに、それぞれ各分野における施策や事業を積極的に推進し、目指す都市像の実現を図っていくものであります。

また、こうした体系的な施策の展開の一方で、行政の各分野はもとより、関係機関、団体などとの連携と市民の参加のもとに、各施策や事業を連動させることによって相乗効果を高めながら、横断的かつ重点的に取り組むものとして5つの重点プロジェクトを設定いたしました。

その1つ目は、こだわり交流プロジェクトであります。

このプロジェクトは、市民のホスピタリティーとさまざまな地域資源のもとに、自然や農業、農村に親しみ、楽しむ体験型の余暇活動の場づくりや、サフォークランド士別のプロジェクト、ようこそ士別プロジェクト、さらなる合宿の里づくりを進めるなど、士別らしさにこだわった交流を推進しようとするものであります。

2つ目は、生き生き健康プロジェクトであります。

ここでは、健康スポーツ都市宣言の理念に基づき、保健・医療・福祉はもとより、スポーツ健康増進の取り組みとも連動しながら、市民の健康づくりを推進しようとするものであります。

3つ目は、すくすく子育てプロジェクトであります。

次世代育成支援行動計画を基本に、子育て支援体制の充実などに努め、未来の担い手であり、地域の宝でもある子供たちが心身ともに健康ですくすくと成長できる子育て環境づくりを推進しようとするものであります。

4つ目は、さわやかな環境プロジェクトであります。

本市の豊かな自然環境を守りはぐくむとともに、バイオマス利活用に向けた取り組みなど、循環型社会の構築に努め、人と地球に優しい環境づくりを推進しようとするものであります。

5つ目は、はつらつ産業プロジェクトであります。

基幹産業である農林業を核とした各種産業の振興を図るため、魅力と収益性のある農業の確立や活力ある農村の構築などに努めるとともに、にぎわいのある商業空間の形成やラブ土別・バイ土別運動の推進など、生産者、事業者、消費者の相互理解と連携を深め、はつらつとした産業づくりを推進しようとするものであります。

これら5つのプロジェクトを本計画の重点的取り組みに据え、基本目標とともに、目指す都市像の実現に努めてまいります。

次に、将来人口についてであります。ここでは目標人口を掲げるものではなく、国勢調査に基づく人口動態から推計人口2万人にさまざまな交流活動などによる交流人口1,000人を加味した2万1,000人の想定人口をもって、都市機能などを初めとする今後のまちづくりの基盤整備を進めることといたしました。

全国的な少子・高齢化の進行と人口減少社会の到来の中で、とりわけ地方においてはその動向が懸念される状況にありますが、人口減少の抑制と定住促進に努めつつ、各種の交流活動などを積極的に展開しながら、一層の交流人口の拡大に努め、活力と活気みなぎるまちづくりを進めてまいります。

なお、世帯数につきましては、8,600世帯と想定したところであります。

最後に、土地利用についてであります。国土としての健全かつ適切な利用と保全を基本に、天塩川の水と緑、そして肥沃な台地に恵まれた本市の優れた環境を将来にしっかりと引き継いでいくとともに、有効な活用を図っていくことが必要であり、都市的な空間、農業を初めとする生産空間、そして地球環境の保全にも結びつく森林空間など、現状と将来展望に立った適切な土地利用を進めていくものであります。

なお、総合計画に掲げた予定事業といたしましては、ハード事業で126件、事業費ベースで約446億円、ソフト事業で154件、事業費ベースで約200億円、合計280事業で事業費総額646億円を見込んだところであります。

以上、御説明申し上げました土別市総合計画の基本構想について、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでありますので、どうかよろしく御審議をくださいますようお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第102号を審査す

るため、全議員をもって構成する土別市総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第102号は、全議員をもって構成する土別市総合計画審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

引き続き、土別市総合計画審査特別委員会正副委員長の選任を行います。

この選任につきましては、委員会条例第8条第2項の規定により、議長が議会に諮って選任することとなっておりますので、正副委員長の御指名を申し上げます。

土別市総合計画審査特別委員会委員長に齊藤 昇議員、副委員長に菅原清一郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名したとおり選任いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第7、認定第3号 平成18年度土別市一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第13号 平成18年度土別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、以上11案件を一括議題に供します。

決算審査特別委員長の報告を求めます。小池浩美委員長。

決算審査特別委員長(小池浩美君)(登壇) ただいま議題となりました認定第3号 平成18年度土別市一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第13号 平成18年度土別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの11案件に対する決算審査特別委員会の審査経過及び結果を御報告申し上げます。

去る11月19日の本会議において、全議員をもって構成する決算審査特別委員会が設置され、当該11案件の付託を受けたところであります。

経過につきましては、11月27日、28日及び29日の3日間、議場においてそれぞれ関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

結果につきましては、認定第3号から認定第13号までの11案件は原案のとおり認定すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。(降壇)

議長(岡田久俊君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第3号から認定第13号までの11案件は原案のとおり認定と決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第8、意見書案第26号 灯油等石油製品の価格を引き下げるための緊急対策を求める意見書についてから、意見書案第37号 B S E 全頭検査の実施に関する意見書についてまで、以上12案件を一括議題に供します。

本案については、提案者の説明を省略いたします。

質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第26号から意見書案第37号までの12案件は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第9、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

平成20年3月31日をもって任期満了となります山崎 勇委員を再度人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める次第であります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） お諮りいたします。本案については、推薦に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は推薦同意と決定いたしました。

議長（岡田久俊君） それでは、ここで、土別市総合計画審査特別委員会正副委員長に選任され

ましたお二人より、ごあいさつをお願いいたします。

初めに斉藤 昇委員長、御登壇の上、ごあいさつをお願いいたします。

士別市総合計画審査特別委員長（斉藤 昇君）（登壇） ただいま士別市総合計画審査特別委員会が設置されましたところ、その委員長に御指名をいただきました。

これから向こう10カ年の総合計画を決定していく極めて重要な委員会でもございます。とりわけ、今の政治の不透明、地方交付税の地方との格差の問題や、あるいは住民に対してもさまざまな格差の問題が指摘されておりますし、これからの10年間、本当に士別市民の皆さん方が住んでよかったと言えるまちづくりをつくっていく、そういう計画でもございます。

幸い、この計画の策定段階では、小・中学生を初めとする若い青年の方々やさまざまな市民の皆さん方からも意見を徴して、市民ぐるみの計画になりつつあるのではないかと感じておりますけれども、とりわけ市民の代弁者としての議会の皆さん方の慎重、そして活発な御論議を心から期待をいたしたいと思っております。

また、理事者を初め、各執行機関の皆様方にも、ぜひ理事者、議会一体となって、この総合計画を議決していく、そのために真摯で親切な御答弁を期待するものでもございます。

また、マスコミの皆さん方は連日この決算委員会、あるいは12月の定例会を取材していただきました。今度の総合計画の審査特別委員会も、ぜひ皆さん方のお力で、審議の内容を市民の皆さん方にもわかりやすく、ぜひ御協力のほどを心からお願いしたいと思います。

甚だ簡単でありますけれども、一言申し上げまして、委員長就任のごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）（降壇）

議長（岡田久俊君） 次に菅原清一郎副委員長、御登壇の上、ごあいさつをお願いいたします。

士別市総合計画審査特別副委員長（菅原清一郎君）（登壇） ただいま士別市総合計画審査特別委員会が設置されるに当たり、図らずも委員各位の皆様のお推薦を賜りまして、副委員長という重責を担うことになりました。平成17年9月1日に合併した新士別市の誕生後、新しい平成20年から向こう10年間の士別市総合計画の審査に対しまして、身震いする緊張感でいっぱいあります。しかしながら、大先輩で経験豊富な斉藤委員長が就任されておりますので、大変心強く感じておるところでございます。

何とぞ委員各位並びに市理事者、各関係機関の御指導と御協力を賜りながら、微力ではありますが、その責務を果たしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、一言申し上げまして就任のごあいさつにかえさせていただきます。

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）（降壇）

議長（岡田久俊君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

平成19年第4回定例会はこれをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時04分閉会）